

事 務 連 絡  
令和3年9月16日

公益社団法人日本歯科衛生士会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

令和3年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和3年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、令和3年8月から9月の間に改定公示が行われ、令和3年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、弊省労働基準局では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴会におかれましても、会員の皆様や都道府県歯科衛生士会等に対して改定額及び発効日の周知等、周知・広報に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスターを各都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

（参考）

- ・ 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

- ・ 最低賃金特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/>